

令和7年8月13日現在

令和6年度診療報酬改定によりホームページ掲載について義務化されたもの

◎保健医療機関及び保険医療養担当規則等、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準

(保険医療機関及び保険医療養担当規則で定められた揭示事項)

・食事療養の内容及び費用に関する事項

※当クリニックホームページの「入院基本料に関する事項」を参照してください。

◎情報通信機器を用いた診療(情報通信)

・情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方はいりません。

◎機能強化加算(機能強化)

・地域におけるかかりつけ医機能として、必要に応じ、以下の対応を行っています。

ア 患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うこと。

イ 専門医師又は専門医療機関への紹介を行うこと。

ウ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じること。

エ 保健・福祉サービスに関する相談に応じること。

オ 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと。

カ 医療機能情報提供制度を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関を検索できること

◎外来感染対策向上加算(外来感染)

・外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行います。

◎保健医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察(時間外1)

・時間外診察に係る費用徴収については、診療報酬算定基準による。

◎地域包括診療加算(地包加)

ア 健康相談及び予防接種に係る相談を実施しています。

イ 当クリニックに通院する患者様について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能です。

ウ 当クリニックでは、患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能です。

◎診療所の入院基本料(診入院)

・看護に従事している看護職員の数

・当クリニックには看護職員が7名以上勤務しています。

◎協力対象施設入所者入院加算(協力施設)

・介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応いたします。当該介護保険施設名称「社会福祉法人 茶屋の園 特別養護老人ホーム たちばなの園白糸台」

◎小児かかりつけ診療 1（小か診 1）

・小児かかりつけ医として、以下アからカまでに掲げる指導等を行っています。

ア 急性疾患を発症した際の対応の仕方や、アトピー性皮膚炎、喘息その他乳幼児期に頻繁にみられる慢性疾患の管理等について、かかりつけ医として療養上必要な指導及び診療を行います。

イ 他の保健医療機関との連携及びオンライン資格確認を活用して、患者が受診している医療機関を全て把握するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行います。

ウ 患者について、健康診査の受診状況及び受診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・指導を行い、保護者からの健康相談に応じます。

エ 患者について、予防接種やスケジュール管理等に関する指導を行います。

オ 発達障害の疑いがある患者について、診療及び保護者からの相談に対応するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行います。

カ 不適切な養育にも繋がりうる育児不安等の相談に適切に対応いたします。

◎介護保険施設等連携往診加算（介保連）

・介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称。「社会福祉法人 茶屋の園 特別養護老人ホーム たちばなの園白糸台」

◎一般名処方加算

・当クリニックでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

◎医療情報取得加算

ア オンライン資格確認を行う体制を有しています。

イ 当クリニック（保険医療機関）を受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

◎明細書発行体制整備加算

・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者様に無料で交付しています。